

顧問先の皆様にあんしん届けたい！

葵パートナーズによる

相続あんしん通信



Vol.25

2025年9月号

代表からのご挨拶

秋晴れの心地よい季節となりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。今回のニュースレターでは、遺言についてお伝えしたいと思います。「遺言」と聞くと、身近に感じられなかったり、「自分にはまだ早い」と感じる方もいらっしゃるかもしれません。遺言はご家族の間で争いが起きるのを避け、ご自身の想いを次の世代にきちんと引き継ぐ事ができる重要なツールです。今回のニュースレターをきっかけに、遺言について知りご家族への想いをかたちにしていいただければ幸いです。



相続相談会（初回無料）実施中



相続相談会開催予定

2025年10月18日（土）～10月24日（金）
相続の無料相談会を開催！

【開催場所】
司法書士法人鈴木事務所様 事務所内
〒477-0037 東海市高横須賀町公家25-2

弊社税理士の花田と司法書士の鈴木先生でご相談をお受けしております！相続税に関することや登記に関することをこの機会にお聞きください！



事務所開催・相続相談会（初回無料）

このようなご不安がございましたら、この機会に、ぜひ一度ご相談ください！

- ・先延ばしにしていた、相続手続きがある（不動産名義変更等）・相続税申告が必要かどうか判断できない
- ・贈与と相続どちらが節税できるか知りたい
- ・贈与以外の選択肢が知りたい
- ・相続税対策を実施したい（遺言・贈与・民事信託）
- ・財産管理者の認知症が心配だ

知多・東海相続サポートセンター

知多事務所 〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2丁目14-15

相続相談ご予約・受付時間：9:00～18:00

 0120-758-260

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）



相続専門ホームページはこちら！

◀◀◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索

公正証書遺言と自筆証書遺言、どちらがいい？

相続対策を考える上で、こういった種類の遺言を選ぶかは避けて通れないテーマです。特に、内容が複雑だったり、ご家族間の合意形成を確実にしたい場合、種類の違いがその後の手続きや安心感に大きく影響します。ここでは、公正証書遺言と自筆証書遺言の基本と、選び方・注意点を整理します。

公正証書遺言・自筆証書遺言とは？

公正証書遺言は、公証人が関与して作成する方式です。

方式不備のリスクが低く、原本は公証役場で保管され、家庭裁判所の検認は不要です。証人2名の立会いと手数料が必要ですが、「確実性・保存性」に強みがあります。

自筆証書遺言は、本人が自書で作成する方式です。

費用を抑えやすく、思い立った時に作れる一方、書き方のミスで無効となる可能性があります。

原則、家庭裁判所の検認が必要ですが、法務局の「自筆証書遺言書保管制度」を利用すれば検認不要で、紛失・改ざんリスクも低減できます。

なお、財産目録はパソコン作成等でも対応できる形式があり（本文は自筆）、実務上の負担を下げられる場面もあります。

どちらを選ぶ？ 代表的な目安

・**確実性重視／内容が複雑（不動産が多い、事業承継、相続人間で揉める懸念がある）**

→ 公正証書遺言がおすすめです。

作成時に第三者（公証人）が関与するため、方式ミスや紛失の不安を抑えやすく、手続もスムーズです。

・**費用とスピード重視／内容がシンプル（単純な配分、少数の相続人）**

→ 自筆証書遺言でも対応可能です。法務局の保管制度を使えば検認不要となり、実務の手間を抑えられます。

・**体力・視力の不安、自書に自信がない**

→ 公正証書遺言を選ぶと安心です。口述の整理や文言の精緻化もしやすく、意思の反映が明確になります。

・**複数の遺言がある場合の基本ルール**

→ 種類の優先順位はなく、原則「後の日付の遺言」が優先です。

最も遅い日付の遺言が無効（方式不備や遺言能力の問題など）の場合は、前の遺言が有効となり得ます。

作成・運用時の注意点

・**方式チェックを丁寧に**

→ 自筆証書遺言は全文・日付・署名、訂正方法、押印など形式面を必ず確認しましょう。

公正証書遺言は証人2名（要件を満たす人）の確保が必要です。

・**保管とアクセスの設計**

→ 自筆証書遺言は保管場所と発見性が課題になりがちです。法務局保管や、公正証書での原本保管でリスク低減を。家族や遺言執行者への周知も重要です。

・**定期的な見直し**

→ 家族構成や資産内容が変われば内容も更新。日付が新しい遺言が優先されるため、改訂時は「前の遺言のどの部分を変更・取消すのか」も明確にしましょう。

・**手続の見直し**

→ 自筆証書遺言（保管制度未利用）は検認が必要。保管制度利用や公正証書遺言なら検認不要で相続手続が進みやすくなります。遺言執行者の指定があると、実務の段取りがスムーズです。

遺言書を作成したい、という方はぜひ一度専門家にご相談ください。

知多・東海相続サポートセンター

知多事務所 〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2丁目14-15

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00



0120-758-260



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索